



令和4年度吉田町放課後児童クラブ入所案内



● 申請前に必ずお読みください ●

- 令和4年度(4月入所)の申請期間は、令和3年10月25日(月)から11月5日(金)までです。期間後も申請を受け付けますが、期限内の入所申請者の審査・決定で受入限度人数に達してしまうこともありますので御了承ください。
- 申請書類に記入していただく個人情報については、児童クラブ入所の審査に使用するものであり、他の目的で使用することは一切いたしません。
- 申請書類の返送は行いません。

1 放課後児童クラブとは

放課後に仕事などで保護者が家庭にいない町内の小学生を対象に、専任の支援員が家庭に代わって保育をする施設です。クラブでは家庭で過ごすことと同じように、宿題をしたり、おやつを食べたりして、異学年の友達と関わりながら生活をします。

遊びを通じて児童の自主性・社会性・創造性を高めるとともに、基本的な生活習慣を身につけることを目的としています。

2 対象となる子どもは

- (1) 就労等により保護者が日中家庭にいない小学校1年生から6年生までの児童
- (2) その他健全育成の観点から利用の必要がある児童
 - ア 保護者が病気療養中（診断書等の写しが必要です。）
 - イ 母親の出産による産前産後期間中（出産後は出生の翌月末日まで利用できます。）
 - ウ 保護者が祖父母等の介護中（手帳等の証明の写しが必要です。）

	【参考】入所基準
家庭外就労	父母等が放課後児童クラブ開所時間中に就労していること。(時間及び日数の制限なし) ※ただし、申請時に求職中の場合については、1か月間の猶予期間有り
自営業又は 家庭内内職	父母等が放課後児童クラブ開所時間中に労働実態があること。(時間及び日数の制限なし) ※ただし、申請時に求職中の場合については、1か月間の猶予期間有り
農業	父母等が専業農家(世帯員の中に兼業従事者(1年間に30日以上他に雇用されて仕事に従事した者又は農業以外の自営業に従事した者)が1人もいない農家)又は第1種兼業農家(農業所得の方が兼業所得よりも多い兼業農家)であること。

3 開設日・開設時間等

(1) 開設日	平日(月曜日から金曜日)、第2土曜日
---------	--------------------

(2) 開設時間	学校開校日…下校時から午後6時30分まで 学校休業日(夏・冬・春休み等)…午前7時30分から午後6時30分まで 第2土曜日…午前7時30分から午後5時30分まで
(3) 休業日	土曜日(第2土曜日を除く。)・日曜日・祝日 夏期(R4. 8. 12)・年末年始(R4. 12. 29~R5. 1. 3) 年度末(R5. 3. 31)
(4) 入所期間	令和4年4月1日から令和5年3月31日まで

4 利用料

児童1人当たり、次の金額となっております。(おやつ代・教材費・保険料等含む)

月額 第1子	7,000円
月額 第2子	5,000円
月額 第3子以降	無料



利用料は、口座振替により毎月25日に引き落としを行います。

口座振替を御希望でない方は、納付書をお渡しますので、金融機関等で毎月25日までに納付いただきますようお願いいたします。また、月の16日から末日までに入所した場合・15日までに退所した場合は半額となります。

なお、登録された児童については、利用日数が0日の場合も1か月分を負担していただきます。



※ 前年度までで利用料を滞納している家庭については、入所をお断りさせていただくことがあります。

また、入所後利用料の滞納が続く場合、途中退所となる場合があります。

5 開設場所

小学校区ごとに、次のいずれかに入所となります。

小学校区	クラブ名	所在地
住吉	住吉小学校区第1	住吉 2223-1(住吉小学校敷地内)
	住吉小学校区第2A・B	住吉 1560-1(学習ホール東側)
中央	中央小学校区第1A・B	片岡 898-1(中央小学校敷地内)
	中央小学校区第2	片岡 805-5(児童館内)
	中央小学校区第3	片岡 2002-2(愛宕神社西側)
自彊	自彊小学校区第1	神戸 1752-1(自彊小学校敷地内)
	自彊小学校区第2A・B	神戸 1751-2(自彊小学校敷地内)
	自彊小学校区第3	神戸 2693-1(神戸集落センター内)

※ 児童の入所施設は、学年ごとに振り分ける予定(低学年は学校敷地内とする等)ですが、申込み状況により変更となる場合があります。

6 児童のお迎え

保護者等は、必ず開設時間内に児童のお迎えをお願いします。
 なお、送迎時の車の移動は、各クラブ及び学校のルールを
 厳守していただくようお願いします。



7 入所申込

放課後児童クラブに入所を希望される場合は、次の「提出書類」の①～③及び、その他該当する書類をそろえ、入所希望児童1人につき1部を提出してください。

(1) 提出書類	① 吉田町放課後児童クラブ入所申込書(様式第1号) ② 就労証明書 * 就労されている同居の家族(65歳未満)の全員分 * 保育園入所に使用した就労証明書と兼ねることができます。入所申込書にその旨記載いただき、役場でコピーします。 ③ 児童の状況調査票 ④ その他必要となる書類(該当者がいる場合のみ) ア 診断書等(写)…児童の保育が困難な同居の親族 イ 母子手帳(写)…母親の出産が事由の場合 ウ 障害者手帳や介護保険被保険者証(写)…介護が事由の場合 注 ①～③は、町指定の様式をご使用ください。 ②・④は、兄弟姉妹で申請する場合1部で構いません。	
	(2) 申込期間	4月入所 令和3年10月25日(月)から11月5日(金)まで (期間後も申請を受け付けますが、期限内の入所申請者の審査・決定で受入限度人数に達してしまうこともあります。) 5月以降入所 入所希望日の半月前まで ・月の1日～15日に入所希望→前月末までに申込 ・月の16日～月末に入所希望→前月の15日までに申込 (定員に余裕のある場合に申込みできます。)
(3) 提出先	4月入所	① 各児童クラブ 平日午後1時30分～午後6時00分 ② こども未来課 児童福祉部門 午前8時15分～午後5時(土曜日・祝日を除く。)
	5月以降入所	役場 こども未来課 児童福祉部門

8 入所決定等

(1) 提出期限内の申請につきましては、申込受付後審査を行い、令和4年2月上旬に決定(却下)通知を郵送します。
 書類に不備等がある場合は、電話にて確認させていただきます。

(2) 入所審査につきましては、先着順ではなく、家族構成や就労時間等の申請内容及び各クラブの状況等を総合的に判断のうえ選考し、入所可否の決定を行います。そのため、申請すれば必ず入所できるものではありません。



- (3) 令和4年3月に入所説明会を予定していますが、新型コロナウイルス感染状況に応じて、開催を中止する場合があります。
- (4) クラブ入所後、クラブ内において集団生活に支障をきたす行為がある場合には、今後の対応について御相談させていただくこともあります。

9 問い合わせ先

役場こども未来課 電話 33-2153

